

福利課提出用

個人型確定拠出年金に関する同意書

新潟県教育庁福利課は、個人型確定拠出年金に関する事務において、基礎年金番号等を取
得及び利用することの同意を目的として、「同意書」にご署名をいただいております。

事業主証明書や切手貼付済の返信用封筒と共に福利課へ提出願います。

(記入日：令和 年 月 日)

個人型確定拠出年金に関する同意書

新潟県教育庁福利課長 様

所 属

自宅住所

氏名(自署)

私は、新潟県教育庁福利課が行う個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年
法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同
じ。）に関する事務に当たり、下記に掲げる事項について、必要な範囲で公立学校共済
組合新潟支部から基礎年金番号等を取
得及び利用することに同意します。

記

(1) 基礎年金番号等の取得

新潟県教育庁福利課が公立学校共済組合新潟支部より、基礎年金番号等の提供を
受けること。

(2) 基礎年金番号等の利用

新潟県教育庁福利課が（1）の方法により取得した基礎年金番号等について、法
及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づき、次の個人型確定拠出年金事務に
必要な範囲で基礎年金番号等を利用すること。

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施
行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類を作成
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成

(注) 日付は和暦で記入してください。

【参照条文】

○ 確定拠出年金法（抄）

（定義）

第2条（略）

2（略）

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第3章の規程に基づいて実施する年金制度をいう。

4～13（略）

（承認の基準）

第56条 厚生労働大臣は、前条第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(1)～(5)（略）

2 厚生労働大臣は、前条第1項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3 連合会は、前条第1項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約（以下「個人型年金規約」という。）を公告しなければならない。

（個人型年金加入者）

第62条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

(1)～(2)（略）

2～4（略）

○ 確定拠出年金法施行規則（抄）

（個人型年金加入者の申出）

第39条 法第62条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

(1)～(8)（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)（略）

(2) 法第62条第1項第2号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ（略）

ホ 申出者が国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第7号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

へ～チ（略）

（第2号加入者の届出）

第45条 第2号加入者（個人型年金加入者であつて、法第62条第1項第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

(1)～(5)（略）

2 第2号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

(1)～(3)（略）

3（略）

共済組合提出用

個人型確定拠出年金に関する同意書

公立学校共済組合新潟支部は、個人型確定拠出年金に関する事務において、基礎年金番号等を提供及び利用することの同意を目的として、「同意書」にご署名をいただいております。事業主証明書や切手貼付済の返信用封筒と共に福利課へ送付願います。

(記入日：令和 年 月 日)

個人型確定拠出年金に関する同意書

公立学校共済組合新潟支部長 様

所 属

自宅住所

氏名(自署)

私は、公立学校共済組合新潟支部が、個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）事務に当たり、下記について、必要な範囲で新潟県教育庁福利課に基礎年金番号等を提供及び利用することに同意します。

記

新潟県教育庁福利課が法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づく次の事務を遂行するために基礎年金番号を提供及び利用すること。

- 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
- 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成

(注) 日付は和暦で記入してください。

【参照条文】

○ 確定拠出年金法（抄）

（定義）

第2条（略）

2（略）

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第3章の規程に基づいて実施する年金制度をいう。

4～13（略）

（承認の基準）

第56条 厚生労働大臣は、前条第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(1)～(5)（略）

2 厚生労働大臣は、前条第1項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3 連合会は、前条第1項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約（以下「個人型年金規約」という。）を公告しなければならない。

（個人型年金加入者）

第62条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

(1)～(2)（略）

2～4（略）

○ 確定拠出年金法施行規則（抄）

（個人型年金加入者の申出）

第39条 法第62条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

(1)～(8)（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)（略）

(2) 法第62条第1項第2号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ（略）

ホ 申出者が国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第7号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

へ～チ（略）

（第2号加入者の届出）

第45条 第2号加入者（個人型年金加入者であつて、法第62条第1項第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

(1)～(5)（略）

2 第2号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

(1)～(3)（略）

3（略）